

2023 年 4 月 12 日
第一生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱の終了について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社では、2020 年 4 月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」といいます）は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022 年 9 月 26 日（月）以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱を継続しております¹。

今般、2023 年 5 月 8 日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更された場合には、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱を終了いたします。

なお、2023 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年 5 月 8 日以降もご請求いただけますのでご安心ください。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義²に該当する入院をされた場合は、5 月 8 日以降も変わらず入院給付金等のお支払い対象となります。

詳細は以下をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

※2020 年 5 月 11 日付ニュースリリース「「新型コロナウイルス感染症」に関連した取扱いについて³」および「当社における新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」等でお知らせのとおり、同感染症が「5 類感染症」に位置づけられた場合、2023 年 5 月 8 日以降、同感染症は、個人保険・財形保険における災害割増保険金等に規定する「感染症」に該当しなくなり、同日以降の感染については、災害割増保険金等のお支払い対象外となります。

¹ https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2022_040.pdf

² 以下＜約款上の「入院」の定義＞をご参照ください。

³ https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020_014.pdf

○2023 年 5 月 8 日以降の入院給付金等のお支払い範囲

診断日	ケース		
	入院された場合 (約款における取扱)	宿泊・自宅療養された場合（特別取扱）	
		重症化リスクの 高い方（※）	左記以外の方
2022 年 9 月 25 日まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022 年 9 月 26 日から 2023 年 5 月 7 日まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023 年 5 月 8 日以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

（※）「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65 歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

○「みなし入院」の取扱を開始した経緯と今回終了の理由

入院給付金は、「①医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での療養が困難なこと」「②病院または診療所に入ること」「③常に医師の管理下において治療に専念すること」という 3 条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）。

こうした中、2020 年 4 月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

その後、軽症・無症状の方の割合が高まる状況となり、更に政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届出の対象について、2022 年 9 月 26 日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったことを受けて、同日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上表の通りとしております。

<約款上の「入院」の定義>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

今般、2023 年 1 月 27 日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5 類感染症」に位置づけることとなっております。

「5 類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023 年 5 月 8 日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱を終了いたします。

○ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023 年 5 月 7 日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年 9 月末まで同機能の利用が可能であるとの発表⁴がなされております。同年 10 月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

※今般の特別取扱いの終了については、2023 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、予定どおり感染症法上の位置づけ変更を行うことの政府による最終確認をもって確定いたします。本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。

⁴ 2023 年 3 月 17 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」